

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年3月3日
【会社名】	株式会社アイ・エス・ピー
【英訳名】	ISB CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 若尾 逸雄
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎5丁目1番11号
【電話番号】	03(3490)1761(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 川崎 工三
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎5丁目1番11号
【電話番号】	03(3490)1761(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 川崎 工三
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	一般募集 808,615,800円 オーバーアロットメントによる売出し 128,616,180円 (注)1 募集金額は、会社法上の払込金額(以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。)の総額であり、平成27年2月20日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成27年2月20日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	983,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1 平成27年3月3日(火)開催の取締役会決議によります。
- 2 上記発行数は、平成27年3月3日(火)開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数437,800株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数545,200株の合計であります。本有価証券届出書の対象とした募集(以下、「一般募集」という。)のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
- 3 一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、147,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 4 一般募集とは別に、平成27年3月3日(火)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式147,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。
- 5 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 6 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成27年3月11日(水)から平成27年3月16日(月)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	新株式発行	437,800株	360,134,280
	自己株式の処分	545,200株	448,481,520
計(総発行株式)	983,000株	808,615,800	180,067,140

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。なお、一般募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
- 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成27年2月20日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1、2 (発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。)	未定 (注)1、2	未定 (注)1	100株	自 平成27年3月17日(火) 至 平成27年3月18日(水) (注)3	1株につき発行価格と同一の金額	平成27年3月23日(月)

- (注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況等を勘案した上で、平成27年3月11日(水)から平成27年3月16日(月)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は、前記「(1)募集の方法」に記載の資本組入額の総額を一般募集における新株式発行に係る発行数で除した金額とします。今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.isb.co.jp/index.html>)(以下、「新聞等」という。)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。
- 2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成27年3月10日(火)から平成27年3月16日(月)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成27年3月11日(水)から平成27年3月16日(月)までを予定しております。
- したがって、
- 発行価格等決定日が平成27年3月11日(水)の場合、申込期間は「自 平成27年3月12日(木) 至 平成27年3月13日(金)」
- 発行価格等決定日が平成27年3月12日(木)の場合、申込期間は「自 平成27年3月13日(金) 至 平成27年3月16日(月)」
- 発行価格等決定日が平成27年3月13日(金)の場合、申込期間は「自 平成27年3月16日(月) 至 平成27年3月17日(火)」
- 発行価格等決定日が平成27年3月16日(月)の場合は上記申込期間のとおり、となりますのでご注意ください。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしします。
- 5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金にそれぞれ振替充当します。
- 6 申込証拠金には、利息をつけません。

7 株式の受渡期日は、平成27年3月24日(火)となります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」に記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び国内各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 五反田支店	東京都品川区西五反田1丁目23番9号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	933,900株	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額をそれぞれ払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1	49,100株	
計	-	983,000株	

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
808,615,800	8,400,000	800,215,800

- (注) 1 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、一般募集における新株式発行及び自己株式の処分に係る、それぞれの合計額であります。
- 2 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 3 払込金額の総額(発行価額の総額の合計額)は、平成27年2月20日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額800,215,800円については、一般募集と同日付をもって取締役会で決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限119,522,200円と合わせた手取概算額合計上限919,738,000円について、542,000,000円を販売用の新製品開発資金に、残額を平成27年12月期末までに運転資金として借り入れている借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。

なお、当社は、販売用新製品として、下記の開発を予定しております。

販売用新製品の内訳	充当予定金額	支出予定時期
レセプト(診療報酬明細書)のチェックのためのクラウドシステム	250,000,000円	平成27年12月期末まで
官公庁向け災害時等の映像伝送用移動無線装置	42,000,000円	平成27年12月期末まで
自治体向けマイナンバー管理システム	150,000,000円	平成28年12月期末まで
電力小売りの全面自由化に伴う新規事業者用電力関連情報伝達システム	100,000,000円	平成28年12月期末まで
合計	542,000,000円	

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	147,000株	128,616,180	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社

（注）1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、147,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しであります。上記オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.isb.co.jp/index.html>）（新聞等）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成27年2月20日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 （注）1	自 平成27年 3月17日(火) 至 平成27年 3月18日(水) （注）1	100株	1株につき 売出価格と同一 の金額	大和証券株式会社及び その委託販売先金融 商品取引業者の本 店及び国内各支店	-	-

（注）1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日は、平成27年3月24日（火）となります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 株式会社東京証券取引所市場第一部銘柄への指定について

当社普通株式は、本有価証券届出書提出日(平成27年3月3日)現在、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、平成27年3月24日(火)に株式会社東京証券取引所市場第一部銘柄に指定される予定でありませ

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、147,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな

い場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成27年3月3日(火)開催の取締役会において、一般募集とは別に、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式147,000株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を平成27年4月15日(水)を払込期日として行うことを決議しております。また、同取締役会において、本件第三者割当増資について、会社法上の払込金額は一般募集における発行価額と同一とすること、会社法上の増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げること、及び会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成27年4月10日(金)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。(注))、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当てに応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われな

い場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われな

(注) シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成27年3月11日(水)の場合、「平成27年3月14日(土)から平成27年4月10日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成27年3月12日(木)の場合、「平成27年3月17日(火)から平成27年4月10日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成27年3月13日(金)の場合、「平成27年3月18日(水)から平成27年4月10日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成27年3月16日(月)の場合、「平成27年3月19日(木)から平成27年4月10日(金)までの間」

となります。

3 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である有限会社若尾商事及び若尾一史は、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日を終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社ロゴ  を記載します。

・表紙裏に以下の内容を記載します。

1．募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令（以下、「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下、「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（*1））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（*2）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（*3）の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（*2）に係る有価証券の借入れ（*3）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成27年3月4日（水）から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成27年3月11日（水）から平成27年3月16日（月）までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

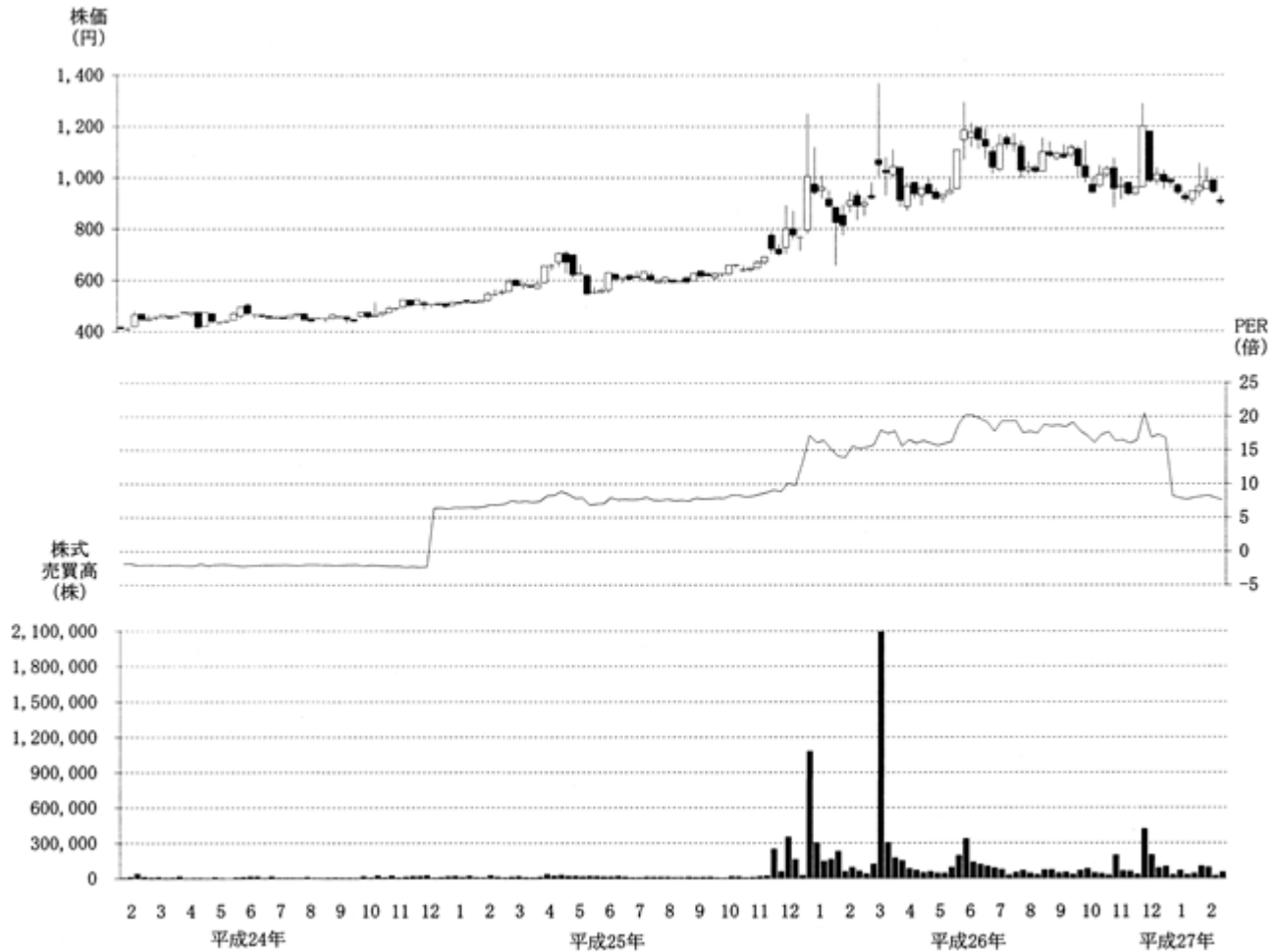
2．今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の用途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.isb.co.jp/index.html>）（以下、「新聞等」という。）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載します。

[株価情報等]

1 【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成24年2月27日から平成27年2月20日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



- (注) 1 ・ 株価グラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しています。
 ・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しています。
 ・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しています。

2 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{1 \text{株当たり当期純損益(連結)}}$$

平成24年2月27日から平成24年12月31日については、平成23年12月期有価証券報告書の平成23年12月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を使用。

平成25年1月1日から平成25年12月31日については、平成24年12月期有価証券報告書の平成24年12月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成26年1月1日から平成26年12月31日については、平成25年12月期有価証券報告書の平成25年12月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成27年1月1日から平成27年2月20日については、平成26年12月期の未監査の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

(平成23年12月期は1株当たり当期純損失を計上しているため、P E Rはマイナスとなっております。)

2 【大量保有報告書等の提出状況】

平成26年9月3日から平成27年2月20日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第44期)及び四半期報告書(第45期第3四半期)(訂正報告書により訂正された内容を含み、以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成27年3月3日)までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。以下の内容は、当該変更及び追加を含め、その全体を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成27年3月3日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

当社グループの事業展開上のリスク要因になる可能性があると考えられる主な事項を以下に記載しております。

なお、本項においては、将来に関する事項を記載している場合には、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成27年3月3日)現在において判断したものであります。

競合の激化等について

当社グループが属するソフトウェア業界においては、競合するソフトウェア開発会社が多数存在しており、これら事業者との競合が生じております。

当社グループは開発業務において、子会社が行うオフショア開発やニアショア開発によるコストの削減や高度な技術力の提供で対処する方針ですが、他社との更なる競合の激化が生じた場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、景気低迷等によるソフトウェア開発需要の減少が生じた場合は、技術者の稼働率や受注単価が低下し、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

特定分野への依存について

当社グループは、携帯端末及びそのインフラ開発などメーカー等からのソフトウェア受託開発業務を主な事業として事業基盤を拡大してまいりました。当社グループは当該分野で培った技術力を活用して他分野での顧客開拓に努めておりますが、これらの事業における需要が減少した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

主要販売先との取引について

当社グループは、日本電気通信システム株式会社及びソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社と継続した取引関係があり、平成25年12月期の連結売上高に占める割合は、それぞれ12.7%及び11.3%となっております。現状、これら主要販売先と当社グループの間では、継続・安定した取引関係がありますが、今後これら主要販売先の事業方針が変更された場合や当社グループとの取引が減少あるいは解約される事態となった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

不採算プロジェクトについて

当社グループのソフトウェア受託開発では、業務の性質により受注時に開発規模等を正確に見積ることが困難な場合や受注後の諸条件の変更により、プロジェクトの採算が悪化する場合があります。

また、当社グループの提供するソフトウェア製品・サービスにおいて、不具合(バグ)の発生やサービス不良品等の品質上の問題により手直し等の追加コストの発生や損害賠償が発生する可能性があります。

これらは、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

M&Aに伴うリスクについて

当社グループでは、企業の買収や資本参加による技術力の向上及び顧客分野の拡大を今後の経営戦略のひとつとしておりますが、当社グループがこれらの投資活動により想定したとおりの成果を得る保証はありません。

買収や資本参加時において、のれんが発生する場合には資産計上し、会計規則に従った期間において償却する必要があります。また、減損の必要が生じた場合は当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

新事業について

当社グループは、ソフトウェア受託開発業務を設立以来の主たる事業としていますが、収益源の多様化や受託開発事業のみでは限りがある利益率の改善のため、当社グループのリスク許容度を慎重に検討しつつ新事業を展開する方針であります。しかしながら、新事業の展開は大きな先行投資を伴うことがあり、今後、当社グループが展開する新事業が計画通りに進捗しない場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

人材確保・育成について

当社グループは高度な技術力の提供を通じて競合他社との差別化を図ることを基本としておりますが、それを支えるのは技術要員であり、そのため優秀な人材の確保・育成が重要な課題であると考えております。

当社グループの必要とする人材を確保・育成できない場合は、技術革新などへの対応が十分に行えず、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

業績の第4四半期への偏重について

当社グループの売上高及び利益は、第4四半期に偏重する傾向を有しています。

これは、入札案件の確定が例年第4四半期に集中することが多く、いずれの入札案件も工事進行基準に適合した取引であるため、システム開発案件の売上高計上時期が年度末（12月）に多く発生する傾向にあることが主たる要因です。

なお、平成26年12月期につきましては、入札案件が少なかったため、偏りは発生しませんでした。

平成25年12月期及び平成26年12月期の四半期業績は以下の通りです。

（単位：千円）

	平成25年12月期			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上高	2,992,487	2,659,517	2,733,878	3,376,847
営業利益	132,672	11,514	18,254	229,075
経常利益	150,407	26,492	26,929	244,443
四半期純利益（損）	73,988	2,985	20,204	148,397

（単位：千円）

	平成26年12月期			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上高	3,674,958	3,382,420	3,329,467	3,331,226
営業利益	174,515	53,446	1,802	123,460
経常利益	172,408	46,123	6,160	141,895
四半期純利益	62,217	319,109	61,295	31,553

情報セキュリティについて

当社グループは、顧客、従業員などの個人情報やその他秘密情報を有しています。

これら情報の保護に細心の注意を払っており、シンククライアントなどのシステム強化、従業員教育及び内部監査の実施などの施策を推進していますが、万一、情報の流出が発生した場合、当社グループの信用低下や多額の費用発生（流出防止対策、損害賠償など）により当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権について

当社グループが知的財産権に関し訴訟等を提起され、又は当社グループが自らの知的財産権を保全するため訴訟等を提起しなければならない事態が生じる可能性があります。

このような訴訟等には、時間、費用その他の経営資源が費やされ、また、訴訟等の結果によっては、当社グループが重要な技術を利用できなくなる可能性や損害賠償責任を負う可能性があり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

災害等について

当社グループの業績は、事故や地震・台風などの自然災害、紛争・暴動・テロなどの人為的災害、新型インフルエンザなどの感染症の流行などにより事業活動の継続に支障をきたす可能性があります。

このようなリスクに備え、当社グループは、事業継続計画(BCP)を整備し影響の回避に努めています。

2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第44期)の提出日(平成26年3月28日)以後、本有価証券届出書提出日(平成27年3月3日)までの間に、次のとおり臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成26年3月31日提出の臨時報告書)

1 提出理由

平成26年3月28日開催の当社第44期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年3月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金20円

第2号議案 取締役2名選任の件

取締役として、川崎 工三及び竹田 陽一を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、太田 道也を選任する。

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役太田 道也及び平間 雅也、並びに退任監査役八束 章義に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	決議の結果	
				賛成比率	可決
第1号議案 剰余金処分の件	26,787個	12個	0個	96.82%	可決
第2号議案 取締役2名選任の件					
川崎 工三	26,584個	215個	0個	96.09%	可決
竹田 陽一	26,584個	215個	0個	96.09%	可決
第3号議案 監査役1名選任の件					
太田 道也	26,556個	243個	0個	95.99%	可決
第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し 退職慰労金贈呈の件	26,533個	266個	0個	95.90%	可決

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案及び第4号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 賛成比率の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主全員分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

(平成27年3月3日提出の臨時報告書の訂正報告書)

1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

平成26年3月31日に提出いたしました臨時報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正事項

2 報告内容

(2) 当該決議事項の内容

3 訂正箇所

訂正箇所は_____を付して表示しております。

2 報告内容

(2) 当該決議事項の内容

(訂正前)

<省略>

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
退任取締役太田 道也及び平間 雅也、並びに退任監査役八束 章義に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈する。

(訂正後)

<省略>

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
退任取締役太田 道也及び平間 正則、並びに退任監査役八束 章義に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈する。

3 最近の業績の概要

平成26年12月期連結会計年度の業績の概要

平成27年2月13日開催の取締役会において承認し、公表した平成26年12月期連結会計年度(平成26年1月1日から平成26年12月31日まで)の連結財務諸表は以下のとおりであります。

ただし、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

なお、連結財務諸表に記載した金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位:千円)

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当連結会計年度 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	955,795	2,223,495
受取手形及び売掛金	2,935,910	2,760,077
有価証券	100,240	108,669
前払費用	74,354	87,741
商品	240,299	24,800
仕掛品	226,680	205,851
貯蔵品	1,537	-
繰延税金資産	132,854	93,704
その他	106,269	64,973
貸倒引当金	3,377	1,894
流動資産合計	4,770,564	5,567,418
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	372,850	329,636
減価償却累計額及び減損損失累計額	247,136	225,893
建物及び構築物(純額)	125,713	103,742
土地	250,419	248,084
その他	247,979	273,612
減価償却累計額及び減損損失累計額	193,518	165,988
その他(純額)	54,461	107,624
有形固定資産合計	430,594	459,451
無形固定資産		
その他	157,541	327,301
無形固定資産合計	157,541	327,301
投資その他の資産		
投資有価証券	498,531	350,631
長期前払費用	4,751	10,046
差入保証金	152,329	142,677
会員権	1,100	1,100
繰延税金資産	217,202	225,212
その他	9,478	53,582
貸倒引当金	130	1,368
投資その他の資産合計	883,262	781,881
固定資産合計	1,471,397	1,568,634
資産合計	6,241,961	7,136,052

(単位:千円)

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当連結会計年度 (平成26年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	842,976	754,671
短期借入金	70,000	681,349
未払金	367,480	374,565
未払費用	33,024	13,047
未払法人税等	46,666	89,184
未払消費税等	93,120	339,298
賞与引当金	15,012	14,364
役員賞与引当金	1,090	-
受注損失引当金	38,839	4,075
資産除去債務	3,590	-
繰延税金負債	1,082	-
その他	216,320	177,223
流動負債合計	1,729,201	2,447,778
固定負債		
長期未払金	8,304	5,448
長期借入金	-	25,973
退職給付引当金	20,936	-
退職給付に係る負債	-	52,466
役員退職慰労引当金	115,954	112,745
資産除去債務	44,071	48,539
固定負債合計	189,267	245,173
負債合計	1,918,468	2,692,952
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,440,600	1,440,600
資本剰余金	1,970,600	1,970,600
利益剰余金	1,027,658	1,422,319
自己株式	423,528	423,528
株主資本合計	4,015,330	4,409,991
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	32,200	49,554
為替換算調整勘定	21,760	16,445
その他の包括利益累計額合計	10,440	33,108
少数株主持分	297,722	-
純資産合計	4,323,492	4,443,100
負債純資産合計	6,241,961	7,136,052

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
売上高	11,762,730	13,718,073
売上原価	10,155,383	12,112,826
売上総利益	1,607,347	1,605,246
販売費及び一般管理費	1,215,829	1,252,021
営業利益	391,517	353,225
営業外収益		
受取利息	6,620	3,936
受取配当金	15,333	19,954
保険配当金	10,011	22,739
受取保険金	13,360	-
その他	19,261	10,455
営業外収益合計	64,587	57,085
営業外費用		
支払利息	1,131	2,375
持分法による投資損失 為替差損	5,044	22,668
その他	-	14,420
その他	1,655	4,258
営業外費用合計	7,831	43,723
経常利益	448,273	366,587
特別利益		
負ののれん発生益	-	295,515
その他	24,200	26,270
特別利益合計	24,200	321,786
特別損失		
減損損失	2,951	-
割増退職金	14,564	6,482
社葬関連費用	17,278	-
助成金返納金	6,523	41,908
持分法による投資損失	-	28,465
その他	1,837	3,173
特別損失合計	43,154	80,029
税金等調整前当期純利益	429,319	608,345
法人税、住民税及び事業税	20,697	53,866
法人税等調整額	127,189	62,265
法人税等合計	147,887	116,132
少数株主損益調整前当期純利益	281,432	492,212
少数株主利益	41,826	18,035
当期純利益	239,605	474,177

(連結包括利益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	281,432	492,212
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	36,721	17,353
為替換算調整勘定	7,583	5,314
その他の包括利益合計	44,305	22,668
包括利益	325,737	514,880
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	283,911	496,845
少数株主に係る包括利益	41,826	18,035

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,440,600	1,970,600	914,583	304,528	4,021,254
当期変動額					
剰余金の配当			83,515		83,515
当期純利益			239,605		239,605
自己株式の取得				119,000	119,000
連結範囲の変動			43,014		43,014
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	113,075	119,000	5,924
当期末残高	1,440,600	1,970,600	1,027,658	423,528	4,015,330

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	4,520	-	4,520	258,426	4,275,160
当期変動額					
剰余金の配当					83,515
当期純利益					239,605
自己株式の取得					119,000
連結範囲の変動					43,014
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	36,721	21,760	14,961	39,295	54,256
当期変動額合計	36,721	21,760	14,961	39,295	48,332
当期末残高	32,200	21,760	10,440	297,722	4,323,492

当連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,440,600	1,970,600	1,027,658	423,528	4,015,330
当期変動額					
剰余金の配当			79,515		79,515
当期純利益			474,177		474,177
自己株式の取得					
連結範囲の変動					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計			394,661		394,661
当期末残高	1,440,600	1,970,600	1,422,319	423,528	4,409,991

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	32,200	21,760	10,440	297,722	4,323,492
当期変動額					
剰余金の配当					79,515
当期純利益					474,177
自己株式の取得					
連結範囲の変動					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	17,353	5,314	22,668	297,722	275,054
当期変動額合計	17,353	5,314	22,668	297,722	119,607
当期末残高	49,554	16,445	33,108	-	4,443,100

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	429,319	608,345
減価償却費	132,098	116,452
のれん償却額	-	10,751
減損損失	2,951	-
持分法による投資損益(は益)	5,044	51,133
負ののれん発生益	-	295,515
貸倒引当金の増減額(は減少)	297	1,450
賞与引当金の増減額(は減少)	92	4,538
役員賞与引当金の増減額(は減少)	1,090	1,090
受注損失引当金の増減額(は減少)	165,934	67,187
退職給付引当金の増減額(は減少)	1,135	20,936
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	-	25,029
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	12,897	19,169
受取利息及び受取配当金	21,953	23,891
受取保険金	13,360	-
保険配当金	10,011	22,739
支払利息	1,131	2,375
社葬関連費用	17,278	-
売上債権の増減額(は増加)	517,057	258,844
たな卸資産の増減額(は増加)	173,399	263,715
仕入債務の増減額(は減少)	315,400	180,914
未払金の増減額(は減少)	21,362	5,937
未払消費税等の増減額(は減少)	42,585	240,630
長期未払金の増減額(は減少)	3,643	2,856
その他の流動資産の増減額(は増加)	56,589	57,605
その他の流動負債の増減額(は減少)	28,807	34,106
その他	29,846	23,413
小計	19,508	943,013
利息及び配当金の受取額	22,633	24,037
保険金の受取額	13,360	-
保険配当金の受取額	10,011	22,739
利息の支払額	1,132	2,530
社葬関連費用の支払額	17,278	-
法人税等の支払額	16,047	17,171
営業活動によるキャッシュ・フロー	31,056	970,088

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	11,266	-
定期預金の払戻による収入	18,518	5,223
有形固定資産の取得による支出	31,096	71,781
無形固定資産の取得による支出	132,224	220,097
投資有価証券の取得による支出	31,673	681
有形固定資産の売却による収入	5,158	18,000
投資有価証券の償還による収入	400,000	99,999
投資有価証券の売却による収入	18,911	15,895
長期前払費用の取得による支出	2,135	8,604
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	24,136
子会社株式の取得による支出	-	15,814
その他	17,143	28,710
投資活動によるキャッシュ・フロー	251,337	182,434
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	590,000
配当金の支払額	83,391	79,697
長期借入金の返済による支出	-	18,144
少数株主への配当金の支払額	2,530	4,427
自己株式の取得による支出	119,000	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	204,921	487,730
現金及び現金同等物に係る換算差額	11,591	2,480
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	89,064	1,272,903
現金及び現金同等物の期首残高	843,818	950,591
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	17,709	-
現金及び現金同等物の期末残高	950,591	2,223,495

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 5社

連結子会社の名称 株式会社エス・エム・シー、株式会社アイエスピー東北、ノックスデータ株式会社、株式会社札幌システムサイエンス、ISB VIETNAM COMPANY LIMITED

当連結会計年度より、株式会社札幌システムサイエンスの株式を新たに取得したため、連結の範囲に含めております。また、当社の連結子会社である(株)ISBパーソナルサービスは、平成26年8月15日付けで、清算が終了したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 1社

持分法を適用した関連会社の名称 株式会社GIOT

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等による時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

(イ) 商品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(ロ) 仕掛品

個別法に基づく原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

平成19年3月31日以前に取得したのものについては旧定率法を、平成19年4月1日以降に取得したのものについては定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日から平成19年3月31日の間に取得した建物（附属設備を除く）については、旧定額法を採用しております。

なお、主要な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

その他 2～10年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

一部の連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担する額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

なお、当連結会計年度に係る役員賞与の支給が無いため、当連結会計年度において役員賞与引当金は計上しておりません。

役員退職慰労引当金

連結財務諸表提出会社及び一部の連結子会社は、役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

また、一部の連結子会社については、支出時の費用として処理しております。

受注損失引当金

ソフトウェアの請負契約に基づく開発のうち、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、当連結会計年度末以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

連結財務諸表提出会社及び一部の子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。また、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る売上高及び売上原価の計上基準

イ 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約
工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)

ロ その他の工事契約
工事完成基準

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価格の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務を従来の「退職給付引当金」から「退職給付に係る負債」として計上する方法に変更しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が52,466千円計上されております。ただし、簡便法を適用しているため、純資産への影響はありません。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「特別利益」の「固定資産売却益」、「投資有価証券売却益」および「投資有価証券償還益」は、当連結会計年度において「特別利益」の総額の100分の10以下となったため、「特別利益」の「その他」に含めて表示することとしました。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別利益」の「固定資産売却益」に表示していた4,318千円、「投資有価証券売却益」の15,342千円および「投資有価証券償還益」の3,541千円は、「その他」として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「固定資産除売却損益」、「投資有価証券売却損益」および「投資有価証券償還損益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示することとしました。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「固定資産除売却損益」に表示していた4,318千円、「投資有価証券売却損益」の15,342千円および「投資有価証券償還損益」の3,541千円は、「その他」として組み替えております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前連結会計年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

当社グループは、株式会社ISBパーソナルサービスおよびISB VIETNAM COMPANY LIMITEDを連結範囲に含めたことに伴い、情報サービス事業ならびにこれらの付帯業務および情報加工サービス業を報告セグメントとしておりますが、情報サービス事業ならびにこれらの付帯業務の割合が高く、情報開示としての重要性が乏しいため、セグメント別の記載は省略しております。

当連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

当社グループは、情報サービス事業ならびにこれらの付帯業務および情報加工サービス業を報告セグメントとしておりましたが、当連結会計年度において、情報加工サービス業を構成していた連結子会社である株式会社ISBパーソナルサービスの清算が終了したことにより、単一セグメントとなったため、セグメント別の記載は省略しております。

〔関連情報〕

前連結会計年度（自平成25年1月1日 至平成25年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品、サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
日本電気通信システム(株)	1,493,768	情報サービス事業
ソニー・モバイルコミュニケーションズ(株)	1,333,713	情報サービス事業

当連結会計年度（自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品、サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
ソニー・モバイルコミュニケーションズ(株)	1,675,460	情報サービス事業

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前連結会計年度(自平成25年1月1日 至平成25年12月31日)

当社グループは、株式会社ISBパーソナルサービスおよびISB VIETNAM COMPANY LIMITEDを連結範囲に含めたことに伴い、情報サービス事業ならびにこれらの付帯業務および情報加工サービス業を報告セグメントとしておりますが、情報サービス事業ならびにこれらの付帯業務の割合が高く、情報開示としての重要性が乏しいため、セグメント別の記載は省略しております。

当連結会計年度(自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前連結会計年度(自平成25年1月1日 至平成25年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)

当社グループは、情報サービス事業ならびにこれらの付帯業務および情報加工サービス業を報告セグメントとしておりましたが、当連結会計年度において、情報加工サービス業を構成していた連結子会社である株式会社ISBパーソナルサービスの清算が終了したことにより、単一セグメントとなったため、セグメント別の記載は省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前連結会計年度(自平成25年1月1日 至平成25年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)

当連結会計年度において、2億95百万円の負ののれん発生益を計上しております。これは、連結子会社であるノックスデータ株式会社の株式を追加取得し完全子会社化した際に発生したものであります。なお、当社グループは、情報サービス事業ならびにこれらの付帯業務および情報加工サービス業を報告セグメントとしておりましたが、当連結会計年度において、情報加工サービス業を構成していた連結子会社である株式会社ISBパーソナルサービスの清算が終了したことにより、単一セグメントとなったため、セグメント別の記載は省略しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
1株当たり純資産額	1,012円57銭	1,117円54銭
1株当たり当期純利益金額	58円40銭	119円27銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	239,605	474,177
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	239,605	474,177
期中平均株式数(千株)	4,102	3,975

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第44期)	自 至	平成25年1月1日 平成25年12月31日	平成26年3月28日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第44期)	自 至	平成25年1月1日 平成25年12月31日	平成27年3月3日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第45期第3四半期)	自 至	平成26年7月1日 平成26年9月30日	平成26年11月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年3月27日

株式会社アイ・エス・ビー

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 隆司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片岡 久依 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイ・エス・ビーの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・エス・ビー及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年12月26日開催の取締役会において、株式会社札幌システムサイエンスの全株式を取得して子会社化することを決議し、平成26年1月8日付で同株式を取得している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アイ・エス・ピーの平成25年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社アイ・エス・ピーが平成25年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年3月27日

株式会社アイ・エス・ビー

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 隆司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片岡 久依 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイ・エス・ビーの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・エス・ビーの平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月11日

株式会社アイ・エス・ビー
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 隆司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片岡 久依 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイ・エス・ビーの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年1月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイ・エス・ビー及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。